



## 区職員の懲戒処分について

と き 平成 30 年 5 月 29 日 (火) 発表

と ころ 練馬区役所 (練馬区豊玉北 6 - 12 - 1)

練馬区では、地方公務員法に基づき懲戒処分を行った。

### 【公表内容】

#### 1 病気休暇の虚偽申請

処分を受けた職員の所属部、職層、年齢、性別および処分内容  
健康部 主事 53 歳 男性 停職 5 日

##### 概要

当該職員は、医療機関から発行された薬袋と領収書の日付等を改ざんし、平成 30 年 2 月 13 日から 2 月 16 日までの 4 日間、虚偽申請により病気休暇を不正に取得した。また、平成 30 年 3 月 12 日から 3 月 16 日までの 5 日間、病気休暇の虚偽申請を行った。

このことは、地方公務員法第 32 条（法令等及び上司の職務命令に従う義務）、同法第 33 条（信用失墜行為の禁止）に抵触するため、懲戒処分とした。

処分年月日

平成 30 年 5 月 24 日

#### 2 通勤手当の不正受給

処分を受けた職員の所属部、職層、年齢、性別および処分内容  
環境部 技能主任 43 歳 男性 停職 15 日

##### 概要

当該職員は、平成 25 年 12 月から平成 30 年 1 月まで、通勤届と異なる経路および方法により通勤を行い、通勤手当 1,065,092 円を不正に受給した。

このことは、地方公務員法第 32 条（法令等及び上司の職務命令に従う義務）、同法第 33 条（信用失墜行為の禁止）に抵触するため、懲戒処分とした。

なお、当該職員は、不正受給した通勤手当を全額返納している。

処分年月日

平成 30 年 5 月 24 日

### 3 不適切な対応

処分を受けた職員の所属部、職層、年齢、性別および処分内容

こども家庭部 主任主事 64歳 男性 停職1月

#### 概要

当該職員は、平成29年8月から9月にかけて、4回にわたり、学童クラブの児童2人を自家用車に乗せ、各児童の自宅付近まで送った。また、その途中、飲食物を与えた。

このことは、地方公務員法第32条（法令等及び上司の職務命令に従う義務）、同法第33条（信用失墜行為の禁止）に抵触するため、懲戒処分とした。

処分年月日

平成29年12月11日

【問い合わせ】練馬区 職員課 人事係 電話03 - 5984 - 5782